

**暫定議題**  
**第 29 回委員会年次会合に付属する拡大委員会**  
**2022 年 10 月 10-14 日**  
**オンライン**

青でハイライトした議題にかかる議論は、文書通信により会合前に開始される予定である。

## 1. 開会

1.1. 第 29 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. オブザーバー

## 2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

## 3. 財政及び運営

事務局長が 2022 年改訂予算案及び 2023 年予算案（2024 年及び 2025 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

### 3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告

改訂予算及び将来の予算案に関する FAC の通常の任務に加えて、インドネシアは、発展途上のメンバーによる技術的な会合（例えば ERSWG や OMMP）への参加をサポートするための CCSBT による資金援助に関する提案（当該資金にアクセスする際に適用される利用資格の基準案を含む）を行う予定である。さらに日本は、日本の豊洲市場における管理標識調査を 2023 年以降は CCSBT の資金により実施することを提案する予定である。

## 4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバーは、会合に先立ち、CCSBT 26 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート](#) を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

### 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

本小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクト（可能であれば以下を含む）について報告する機会を提供するものである。

- オーストラリアによる、自動化されたステレオビデオに関するトライアルの進捗状況に関するアップデート
- 日本による、日本市場の継続的なモニタリングに関する提案についてのアップデート

## 5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会議長が、2022年10月に開催される第17回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会（CC）は、ECに対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

## 6. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、2022年8月/9月のESC会合の報告書について説明する。ESC会合は、管理方式（MP）で使用する新たなCPUEシリーズの開発作業の成果の検討、未考慮SBT漁獲量に関する例外的状況の評価をサポートするための非メンバーによる漁獲努力量の変化についてアップデートされた解析結果の精査、科学調査計画（SRP）に基づく活動の結果のレビュー及びSRPのアップデート、定期的な漁業指標の評価の実施、2024年から2026年までの期間のTACを勧告するためのMPの運用、及びSBTの資源状況に関する助言（MPに関するメタルール及び例外的状況の評価を含む）を行う予定である。またESCは、パフォーマンス・レビューによる関連勧告の検討、及びESCと拡大委員会との間のコミュニケーションの改善についても検討する予定である。

## 7. 総漁獲可能量及びその配分

### 7.1. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）

メンバーは、遵守委員会及びECに対する年次報告の中で、帰属 SBT 漁獲量の定義の導入状況を報告することとされている。ECは、メンバーがこれらの義務を履行しているかどうかを判断するため、この情報に関するレビューを行う。さらにECは、ESC及びCCからの助言を踏まえ、帰属 SBT 漁獲量の中で食害をどのように取り扱うべきかにかかる検討を望む可能性がある。

### 7.2. TAC 決定

CCSBT 27は、2021年から2023年までの各年のTACを17,647トンとすることに合意した。ECは、2023年のTACの修正を要するような例外的状況があるかどうかについて確認する必要がある。

2024年から2026年までの期間のTACは2022年に設定される予定となっている。ESCは、2024-2026年におけるTACを勧告するべくMPを運用する予定である。[管理方式の採択に関する決議](#)に基づき、MPは全世界の総漁獲可能量を設定するための指針として利用される。しかしながら、CCSBT 26は「TACの決定にあたっては、SBT資源及び漁業の持続可能性や、オーストラリアがSVに関して、及び日本が市場に関して提出する文書及び提案といったその他の情報についても検討すべきである」とした。

### 7.3. 調査死亡枠

CCSBT 27において、ECは、MPにより勧告されたTACのうち6トン进行调查死亡枠（RMA）として毎年留保することに合意した。ECは、2024-2026年において留保するRMAの数量を決定する予定である。本議題項目では、メンバーに対し、2023年の調査活動向けのRMAの割当の承認を求める機会を提供する。

### 7.4. Allocation of TAC TACの配分

2021-2023年のTAC配分はCCSBT 27において合意された。クオータの配分には、インドネシアに対する2021年及び2022年における一時的な特別枠80トンが含まれている<sup>1</sup>。また、この一時的な特別枠は、インドネシアが2022年から開始されている返済計画を遵守しているかどうかに関する年次レビューの結果を踏まえて、またいずれに年においてもさらなる過剰漁獲が発生していないことを条件に、インドネシアに対して2023年も提供されることとなっている。ECは、2023年もこの一時的な特別枠を継続するかどうかを決定するにあたり、遵守委員会によるレビューの結果について検討する予定である。

---

<sup>1</sup> CCSBT 27は、このアレンジメントは将来の配分量の決定において何ら前例となるものではないことに留意した。

2024年から2026年のTACは、全世界の総漁獲可能量の配分に関するCCSBT決議に基づいて配分される。

## 8. 生態学的関連種作業部会からの報告

生態学的関連種作業部会（ERSWG）議長が、2022年3月に開催された第14回生態学的関連種作業部会会合報告書について発表する。特にERSWG会合は、ECによる検討に向けて海鳥に関する複数年戦略案を策定したところである。またERSWGは、パフォーマンス・レビューによる関連報告についてレビューし、ERSWGの観点から最も重要と考えられる報告に留意した。ERSWGは、2023年に2回のハイブリッド科学技術会合を開催することを勧告した。

## 9. 生態学的関連種（ERS）

この議題項目は、ERSに関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告<sup>2</sup>について検討する機会を提供するとともに、IOTC、WCPFC及びICCATの年次会合におけるERSに関する決定を考慮するべくCCSBTのERS決議<sup>3</sup>別添1に含まれるERS措置一覧のアップデートを検討するための常設議題項目である。またこの議題項目では、メンバーが提起したいその他のERS問題についても検討することができる。

## 10. CCSBTパフォーマンス・レビューに関する報告

2021年CCSBTパフォーマンス・レビュー報告書は、メンバーに対し回章#2022/007を通じて2022年3月1日に提出された。パフォーマンス・レビューパネル議長が本報告書を紹介する予定である。報告書は、補助機関であるERSWG、ESC及びCCにも提供されており、それぞれに関連する勧告を検討した上でCCSBT 29への助言を行うこととされている。パフォーマンス・レビュー付託事項は、2022年のEC会合において補助機関からの助言を検討し、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画の策定に関して戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）に指示を行うことを規定している。

## 11. 非メンバーとの関係

CCSBT 28による要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、シンガポール及び米国に対して、オブザーバーとしてCC 17及びCCSBT 29に参加するよう招請した。メンバーは、SBTに関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の6週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。ECは、同年中にSBTを漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

## 12. 他の機関との活動

### 12.1. 関連するその他RFMOの会合からの報告

他のRFMOとの協力関係を改善するため、CCSBTのメンバーは関心のあるRFMO会合においてCCSBTオブザーバーとなり<sup>4</sup>、これらのメンバーはCCSBTに対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する。
- 2023年のCCSBT以外の会合におけるCCSBTオブザーバーについて合意する。

<sup>2</sup> この報告書は、CCSBT 29会合の直前に開催される遵守委員会において発表される予定である。

<sup>3</sup> CCSBTの生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類RFMOの措置と調和させるための決議

<sup>4</sup> WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT及びIATTCについて、韓国、ニュージーランド、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれオブザーバーとなる。

## 13. データ及び文書の機密性

### 13.1. 2022 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 29 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである<sup>5</sup>。

## 14. 2023 年の会合

2023 年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章 #2022/009 において、2023 年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 拡大科学委員会 (ESC) : 2023 年 8 月 28 日 - 9 月 2 日
- 遵守委員会 (CC) : 2023 年 10 月 5 - 7 日
- 拡大委員会 (EC) : 2023 年 10 月 9 - 12 日

EC は、これらの暫定的な日程について確認する必要がある。

さらに、EC は以下を行う必要がある。

- パフォーマンス・レビュー勧告について検討するための戦略・漁業管理作業部会の開催地及び日程の決定
- 遵守委員会会合の直前（すなわち 2023 年 10 月 4 日）に非公式遵守専門作業部会 (TCWG) を開催するかどうかの決定
- ESC が開催を勧告する可能性が高いオペレーティング・モデル及び管理方式 (OMMP) に関する技術会合を開催するかどうかの決定
- ERSWG からの勧告のとおり 2 回のハイブリッドでの科学専門家会合を開催するかどうかの決定

財政運営委員会が 2023 年予算に反映することができるよう、議題のかなり早い段階でこれらの事項を決定する必要がある。

## 15. 第 30 回 CCSBT 年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24 は、選出された議長及び副議長がさらに 3 年の期間において再選出されることを可能とする形で [CCSBT 手続規則](#) の規則 4 (I) を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で 4 年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 29 の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 30 に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

## 16. その他の事項

### 17. 閉会

#### 17.1. 報告書の採択

#### 17.2. 閉会

---

<sup>5</sup> 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 29 に関連する会合の報告書は CCSBT 29 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 29 後に公表される。